ウッド・チェンジロゴマーク使用規程

(制定) 令和3年8月26日 3林政利第81号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、ウッド・チェンジ(※) ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。) の使用に関し、必要な事項を定めるものです。
 - ※ ウッド・チェンジとは、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙 WOOD CHANGE ロゴガイドライン (以下「ロゴガイドライン」 という。) に掲げるものとします。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、ウッド・チェンジの趣旨に賛同し、木材利用の取組を積極的に推進 する意思を表明するために使用するものとします。

(使用登録)

- 第4条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という)は、使用を開始する日の5日前(土、日その他祝日の日数は算入しない)までに、届出フォームにより林野庁木材利用課(以下「林野庁」という。)に使用登録を行うものとします。
- 2 前項に規定する使用登録があった場合、林野庁は次の各号のいずれにも該当しない限 り使用を認めるものとします。
 - 一 国民の利害を害する恐れがある場合
 - 二 営利を主たる目的とする場合
 - 三 特定の思想、宗教、反社会的勢力の活動に利用される恐れがある場合
 - 四 特定の商品等の品質や安全性等を保障する目的で利用される恐れがある場合
 - 五 法令又は公序良俗に反する恐れがある場合
 - 六 前各号に掲げるもののほか、林野庁が不適切と認めた場合
- 3 前項に規定する使用が認められない者の登録を確認した場合には、林野庁は登録者に 対し、ロゴマークの使用は認められない旨をメールにより遅滞なく通知するものとし、登 録の取消しを行います。

(使用方法)

- 第5条 使用者は、名刺、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、包装資材、又はWebサイト等でロゴマークを使用することができます。
- 2 ロゴマークのデザイン、色等は、別紙ロゴガイドラインに指定しています。同ガイドラインに沿ってご使用になるよう、事前に必ずご確認ください。なお、ロゴマークの使用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とします。

(使用者の遵守事項)

- 第7条 使用者は、本規程及びロゴガイドラインを遵守するとともに、ウッド・チェンジの 趣旨を逸脱した使用をしないよう細心の注意を払うものとします。
- 2 使用者は、第三者がロゴマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、林野庁に通知するものとします。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等(以下単に「係 争等」という。)については、対応を林野庁と協議して決定するものとし、係争等に要し た費用(合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。)は、使用者が負担するものとしま す。
- 4 使用者は、ロゴマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者が その損害について全責任を負うものとします。

(使用の差止め)

- 第8条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、林野 庁木材利用課はロゴマークの使用を差し止めることができます。
 - 一 募金活動と結びつけた使用や不当な利益を上げるための使用
 - 二 企業、団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用又は保証をすると誤認させるような使用
 - 三 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
 - 四 第4条に基づく届け出に虚偽の記載があった場合
 - 五 使用者が法令に違反した場合
 - 六 前各号に掲げるもののほか、林野庁木材利用課が使用の継続が不適切と認めた場合

(規程の改定)

- 第9条 本規程は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。
- 2 本規定の改正により使用者に不利益が生じたとしても、林野庁は一切の責任を負いか

ねます。

(その他)

第10条 本規程に定めのない事項については、林野庁が判断するものとします。